

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止の
ための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	締結の意義	一
二	条約の主要な内容	一
1	適用対象及び定義に関する規定	一
2	二重課税の回避等のための規定	一
3	条約の濫用を防止する措置に関する規定	二
4	二重課税の排除の方式に関する規定	二
5	その他	二
6	議定書	二
三	条約の実施のための国内措置	三

一 概説

1 条約の成立経緯

政府は、カザフスタン共和国との間の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を締結するため、平成十九年（二千七年）十二月以来カザフスタン政府との間で交渉を行ってきた。その結果、条約案文について最終的合意に達し、平成二十年（二千八年）十二月十九日に東京において、我が方中曽根外務大臣と先方カマルディノフ駐日大使との間でこの条約の署名が行われた。

2 締結の意義

この条約は、これまでに我が国が諸外国との間で締結してきた租税条約と同様に、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を回避することを目的として、我が国とカザフスタンとの間で課税権を調整するものである。これにより、我が国とカザフスタンとの間の二重課税回避の制度が整備され、両国間の資本、人的資源等の交流が一層促進されることが期待される。

二 条約の主要な内容

この条約は、前文、本文二十九箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主要な内容は、次のとおりである。

1 適用対象及び定義に関する規定

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用することを定めている（第一条及び第二条）。また、「租税」、「者」、「法人」、「国民」、「一方の締約国の居住者」、「恒久的施設」等の用語について定義している（第三条から第五条まで）。

2 二重課税の回避等のための規定

不動産所得については、不動産所在地国において課税することができること（第六条）、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合における当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ当該他方の締約国において課税されること（第七条）及び国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税されること（第八条）を定

め、並びに配当、利子及び使用料については、源泉地国の税率の上限（第十条から第十二条まで）について定めている。また、不動産の譲渡収益及び恒久的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡収益については、当該不動産等の所在地において課税することができること（第十三条）、給与所得については、役務提供地国の滞在期間が百八十三日を超えない等の一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税されること（第十四条）並びに法人の役員報酬については、法人居住地国において課税することができること（第十五条）を定め、かつ、退職年金及び政府職員の報酬等についての課税の原則（第十七条及び第十八条）について定めている。さらに、これらの所得以外の所得については、受領者の居住地国においてのみ課税することができること（第二十一条）を定めている。

3 条約の濫用を防止する措置に関する規定

匿名組合契約に関連して取得する所得に対して、国内法に従って課税することができることを定めている（第二十条）。

4 二重課税の排除の方式に関する規定

我が国及びカザフスタンにおいては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を排除することを定めている（第二十二條）。

5 その他

両締約国の企業の間商業上又は資金上の特別な関係がある場合における所得の計算方法並びにその場合の課税上の調整方法及び調整の期間制限（第九条）、租税に関する無差別待遇（第二十三条）、納税者の不服申立て及び権限のある当局の相互協議手続（第二十四条）、両締約国が課するすべての種類の租税に関する情報の交換（第二十五条）、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権とこの条約との関係（第二十七条）等について定めているほか、この条約の効力発生（第二十八条）及び終了（第二十九条）について定めている。

6 議定書

カザフスタンが対応的調整を行う際に調整される利得について合意することを義務付けるものではないこと（議定書1）、地下資源の採掘等から取得するカザフスタン企業の利得に係る更正期間（議定書2）、使用料に係る源泉地国での税率の上限が実質的に五パーセントとなること（議定書3）、情報の提供を拒否できる場合（議定書4）及び法人の恒久的施設に帰せられる事業利得につい

三 三 条約の実施のための国内措置
て付加的な租税（いわゆる支店利益税）を課することを妨げないこと（議定書5）を定めている。

この条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。